

個別入札公告(電子入札方式・総合評価落札方式)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

令和8年9月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

入札に付する委託業務の概要に関する事項		
事業年度・業務番号	令和8年度 県債 国補県改 第133号－3	
業務名称	南平野下里停車場線道路改良設計業務	
業務場所	東牟婁郡那智勝浦町下里地内	
業務概要	延長 315.40m 幅員 7.50m 有効幅員 6.00m 法面工予備設計 1式 アンカー付場所打ち法枠詳細設計 6箇所	
業務期間	令和9年7月30日まで	
予定価格	事後公表	
予定価格(税抜き)	事後公表	
調査基準価格	設定有り・事後公表	
業務形態	単体企業	
本業務は、低入札価格調査制度の対象業務である。		
支払条件	前払金	有
	部分払	無
各会計年度における請負代金の支払限度額	令和8年度 請負代金の0%の金額	
	令和9年度 請負代金の100%の金額	

入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	令和7・8年度入札参加資格審査により道路部門の認定を受けていること。
建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により道路部門の登録を受けている者であること。	
和歌山県内に住所又は本店を有する者については右の要件に該当する者であること。	技術士(建設部門のうち道路を選択科目とする者)、技術管理者(道路部門)、シビルコンサルティングマネージャ(道路部門を専門技術部門とする者)のうちいずれか合わせて2名以上が所属している者であること。
和歌山県内に住所又は本店を有しない者については右の要件に該当する者であること。	技術士(建設部門のうち道路を選択科目とする者)が2名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により道路部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。
和歌山県内に住所、本店又は和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準(平成20年5月12日施行)に基づく認定を受けた支店若しくは営業所等を有する者であること。	
平成28年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の同一部門の実績を有する者であること。同一部門とは、道路部門とする。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で当該部門の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有する必要があるとしない。	

入札参加手続等に関する事項	
仕様書等に対する質問及び回答	
受付期間	令和8年9月28日(月)9時00分から令和8年9月30日(水)16時00分までの3日間
受付方法	実施要領に定める質問書により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
受付場所	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 東牟婁振興局新宮建設部総務調整課 電話番号 0735-21-9652(直通) ファクシミリ番号 0735-21-9643 e-mail e1307711@pref.wakayama.lg.jp
回答予定日	令和8年10月5日(月)
回答の閲覧方法	入札情報システムに掲載する。

入札等に関する事項	
入札書等の電子入札システムによる提出期間	令和8年10月14日(水)9時00分から令和8年10月16日(金)17時30分まで
入札書等の提出について	
	入札書は、業務費内訳書及び提案様式2を添付のうえ提出しなければならない。
	様式1から11、各様式に添付する資料及び入札参加資格を確認するための資料は開札後に提出を求めるものとする。なお、様式6から8、10及び11については、該当しない場合でも、該当無き旨記載の上、提出すること。

開札等に関する事項	
開札日及び開札予定時刻	令和8年10月19日(月)9時10分
開札状況の公表日及び公表予定時刻	令和8年10月19日(月)17時00分
落札予定日	令和8年11月2日(月)
入札結果の公表	落札決定後速やかに

低入札価格調査に関する事項	
開札後、低入札調査基準価格を下回っている者には、低入札要領に基づく関係様式の提出を求めるものとする。	

総合評価に関する事項	
総合評価の方法	
	価格評価点は、1から入札価格を予定価格で除して得られる数値を減じた数値に100を乗じて得た数値とする。
	技術評価点は、技術評価の得点の合計を技術評価の配点の合計で除して得られる数値に100を乗じて得た数値とする。
	総合評価は、価格評価点と技術評価点を合計して得た数値をもって行う。
評価項目	
技術提案	業務の実施方針
配置予定技術者・企業の能力	配置予定技術者(主任技術者)の保有資格 配置予定技術者(主任技術者)の継続教育(CPD)の取り組み状況 配置予定技術者(主任技術者)の同種業務の実績 配置予定技術者(主任技術者)の業務成績 企業の業務成績
地域貢献	東牟婁振興局新宮建設部管内での業務実績 技術者の居住地 本店の所在地 大規模災害時の協定締結 障害者雇用等への取り組み
評価項目の詳細は技術提案作成要領による。	
技術提案は確実に履行できるものとする。	
技術提案に記載のない場合、また適正と認められない場合は失格とすることがある。	
過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しないものとする。	
受注者の責で採用された技術提案のとおり履行が成されなかった場合は、業務成績評定の減点対象とする。さらに、契約金額の減額若しくは損害賠償請求を行う場合がある。また、引渡し後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、業務成績評定の減点を行うとともに、前述と同様の措置等を課す場合がある。	

注意事項
開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第15条の規定に基づく技術提案の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。
この公告に関して訂正事項がある場合は、令和8年10月5日(月)までに入札情報システムのこの公告案件の添付ファイル一覧に「訂正のお知らせ」として掲載する。

共通入札公告(電子入札方式・総合評価落札方式)

和歌山県が公告する建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札の個別入札公告に規定する項目の他、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式。ただし総合評価落札方式によるものに限る。)による各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

入札に付する委託業務の概要に関する事項

本業務は、電子入札の対象業務である。

本業務は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

入札に参加する者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。

和歌山県発注業務で入札書を提出した日の3か月前から落札決定の日までに60点未満の業務成績評定結果通知又は業務成績評定結果再通知を受けた者でないこと。また、和歌山県発注業務で入札書を提出した日の6か月前から落札決定の日までに55点未満の業務成績評定結果通知又は業務成績評定結果再通知を受けた者でないこと。なお、業務成績評定結果再通知により上記の条件を満たさなくなった場合はこの限りでない。

和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等と親会社等の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうと認められる場合

① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

運用基準第4項に規定する利用者登録を行った者であること。

入札参加手続等に関する事項

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術提案の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。

現場説明会は、行わない。

技術提案作成要領は、入札情報システムに掲載する。

仕様書等は、入札情報システムに掲載する。

入札等に関する事項

入札書等の提出について

入札書等は、電子入札システムにより提出すること。

入札書は、業務費内訳書を添付のうえ電子入札システムにより提出しなければならない。また入札担当者の氏名及び連絡先を明らかにするため入札担当者連絡票を入札書に添付するものとする。

入札書等は、入札書受付票が電子入札システムから発行されたことをもって提出されたものとする。

提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
実施要領第12条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。	

開札等に関する事項	
公表方法	開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載すると共に、発注機関において閲覧により公表するものとする。

審査に関する事項	
入札参加資格要件の審査は、実施要領第15条の規定に基づき、提出された技術提案等により行う。	
一度提出された技術提案の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。	

総合評価に関する事項	
落札者の決定方法	入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、個別入札公告の「総合評価の方法」に示した計算によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく失格判定基準に該当することになった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者は除くものとする。 入札執行者は、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定する。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

契約に関する事項	
落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。	
低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を委託金額の10分の3以上とする。 ただし、特別重点調査による低入札価格調査を受けた者との契約又は意向確認設定案件による低入札価格調査を受けた者との契約については、上記の取扱に加え、次のとおり取り扱うものとする。 ・主任技術者を専任で配置するものとする。 ・県と契約を行った者が自ら行う照査に加えて、第三者照査を実施するものとする。	

注意事項	
業務費内訳書及び入札担当者連絡票の様式については、電子入札システムの「電子入札運用基準・様式・実施要領等」に掲載する。	
電子入札システムにより提出する書類は、運用基準に規定するアプリケーションソフトを使用し、かつ、当該アプリケーションソフトのファイル形式により保存すること。	

この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義	
「入札情報システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システム(https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/)をいう。	
「電子入札システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システム(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html)をいう。	
「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。	
「運用基準」とは、和歌山県公共工事等電子入札運用基準(平成19年6月1日施行)をいう。	
「実施要領」とは、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領(平成20年6月1日制定)をいう。	
「技術士」とは、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士の資格を有する者をいう。	
「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1号ロの規定に基づき認定された技術管理者をいう。	
「シビルコンサルティングマネージャ」とは、一般社団法人建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ資格試験の合格者をいう。	
「一級建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の規定に基づく一級建築士をいう。	
「二級建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第3項の規定に基づく二級建築士をいう。	
「木造建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第4項の規定に基づく木造建築士をいう。	
「測量士」とは、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士をいう。	

「測量士補」とは、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士補をいう。
「子会社等」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
「会社等」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
「更生会社」とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。
「監査等委員である取締役」とは、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。
「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。
「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。
「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
「持分会社の社員」とは、会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
「会社等の役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。
「管財人」とは、民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。
「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。
「システムによる技術提案」とは、総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して電子入札システムにより提出を求める書類をいう。
「意向確認書」とは、低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。
「入札書等」とは、入札書並びに入札書に添付する業務費内訳書、システムによる技術提案及び意向確認書(低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象の入札に限る。)をいう。
「低入札要領」とは、低入札価格調査実施要領【建設工事に係る委託業務】(令和元年5月23日制定)をいう。

建設工事等における電子契約について

- 1 本案件の契約は、「電子契約（事業者署名型電子契約システムを利用して行う電子契約）による契約手続」と、従前どおりの「紙の契約書による契約手続」を選択することができます。
- 2 電子契約を希望する場合は、発注機関に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出をお願いします。提出がない場合は、紙の契約書による契約となります。

電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出方法

提出方法	<u>電子メールで送信</u> （Wordファイル） ・メールの件名を「【事業者名・案件名】電子契約同意書の提出」としてください。 ・送信後、電話にて到達確認をお願いします。
提出時期	<u>落札決定後速やかに</u>
提出先	東牟婁振興局新宮建設部総務調整課 電子メール e1307711@pref.wakayama.lg.jp 電話番号 0735-21-9652（直通）

建設工事等における電子保証の取扱いについて

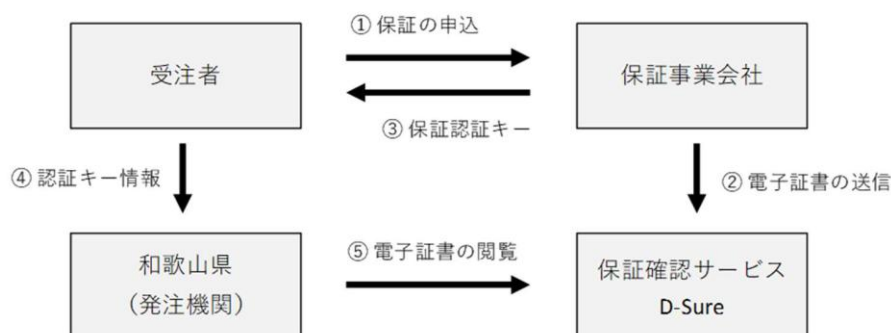
建設工事及び建設工事に係る委託業務における契約保証及び前払金保証に係る保証証書について、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の取扱いを開始します。

なお、紙の保証証書もこれまでどおりご利用いただけます。

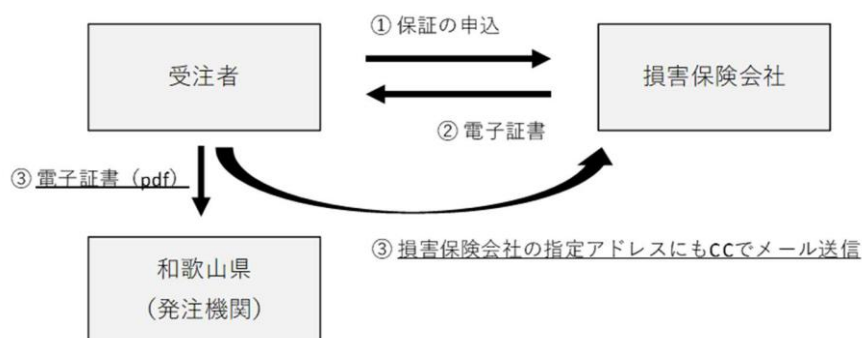
1 対象 令和7年2月24日（月）以降の契約分から

2 電子保証の提出方法

○ 保証事業会社の場合（契約保証及び前払金保証）



○ 損害保険会社の場合（契約保証）



3 その他

電子保証についての詳細及び申込みについては、各保証事業会社又は各損害保険会社にお問い合わせください。